

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第43号

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年 4 月天理市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 号中「場合、」を「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、」に改める。

(天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 2 条 天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和 7 年 5 月天理市規則第39号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

3 この規則の施行前にした行為に対する旧刑法第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されてい

る者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の2第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。